

# 学校における感染症対策ガイドライン（令和5年1月6日更新）

土浦市教育委員会

## 1 感染対策について

### (1) 基本的な対応

- ・原則として、3密(①密閉空間、密集場所、密接場面)が同時に重なることを可能な限り避けるよう配慮します。
- ・多くの児童生徒が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)の消毒は、1日1回以上消毒液を使用して行います。
- ・屋外から教室等に入るときやトイレの後、給食の前後などに、石けんと流水により十分に手を洗うよう指導します。(タオルやハンカチ等を必ず携帯するよう指導します。)
- ・教職員自身も毎朝自宅で検温して、健康観察を行います。原則として、咳エチケットを徹底し、児童生徒への指示に準拠したマスクの着脱をします。

### (2) マスクの着用

#### ① 学校教育活動におけるマスクの着用に関する基本的な考え方

区分	基本的な考え方	備考
屋外	季節を問わず、マスクの着用は原則不要	人との距離(目安2m)が保てず、会話する場合はマスクの着用を推奨
屋内	距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合を除き、 <u>マスクの着用を推奨</u>	人との距離(目安2m)が保てて、会話をほとんど行わない場合は不要

\*活動の態様や児童生徒等の様子なども踏まえ、臨機応変に対応します。

\*マスクの着用について、児童生徒等の感染不安等の意見にも配慮を行った上で、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用が行われるよう取り組みます。

#### ② マスクを着用する必要がない場合

##### ◆十分な身体的距離が確保できる場合とは・・・

屋内: 人との身体的距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合

屋外: ①人との身体的距離が確保できる場合

②人との身体的距離が確保できない場合であっても、会話をほとんど行わない場合

例) 離れて行う運動や移動、鬼ごっこなど密にならない外遊び、屋外で行う自然観察や写生活動等の教育活動 等

##### ◆気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日(熱中症等の健康被害が発生するおそれがある場合)

- ・夏季は、熱中症防止対策を優先し、暑さ指数(WBGT)の実測値に応じた対応方針をとるようにします。(下表参照)
- ・マスクを外す際は、できるだけ他者との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいが、熱中症が命に関わる危険があることから、熱中症への対応を優先します。
- ・児童生徒等本人が暑さ等で息苦しいと感じた時は、本人の判断でも適切に対応できるよう指導します。
- \*なお、これらの場面において、児童生徒等のマスクの着用を禁止する趣旨ではないことから、様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒等に対しても適切に配慮し、熱中症リスクが高い夏場においては、児童生徒等の体調の変化に十分注意するよう呼びかけます。

参考) 暑さ指数(WBGT)による行動基準(感染症予防は、土浦市教育委員会指導課による推奨)

温度基準 (WBGT)	気温 (参考)	生活活動の目安 <i>体育等運動時での制限</i>	熱中症対策を踏まえた感染症予防
危険 (31以上)	35℃ 以上	不要な外出は避ける <i>運動は原則中止</i>	○室内でマスクを外すよう指示徹底 ○室外での活動を原則中止
厳重警戒 (28以上 31未満)	31～ 35℃	外出は炎天下を避ける <i>激しい運動は中止</i>	○室内でもマスクを外すことを推奨 ○室内でもこまめな水分補給
警戒 (25以上 28未満)	28～ 31℃	激しい作業では休息をとる <i>積極的に休憩</i>	○室内でも息苦しい場合はマスク着脱可 ○体育時の積極的な休憩・水分補給の確保
注意 (25未満)	24～ 28℃	激しい運動・重労働は注意 <i>積極的に水分補給</i>	○息苦しい場合はマスク着脱可 ○体育時の水分補給時間の確保

\*上表にある基準は、あくまでも基本的基準であり、気候的条件や個々の医療的ケアに応じた対応が必要である。

### (3) 陽性者判明時の学級閉鎖等の措置

・陽性者(家庭内感染を除く)判明時は、学校長(または教頭等管理職)と市教委が協議し、学校医の助言を受け、以下の場合に閉鎖措置とします。「閉鎖・休校」期間は、集団内陽性者1人目が発症した翌日から概ね5日間とします。

- ① 1学級内で陽性者最終登校日から3日以内に複数確認され、集団内感染の拡大が懸念される場合は、「学級閉鎖」とします。
- ② 学年内で半数以上の学級が「学級閉鎖」措置となる場合は、「学年閉鎖」とします。
- ③ 校内で半数以上の学年が「学年閉鎖」措置となる場合は、「臨時休校」とします。

\*「新型コロナウイルス感染症 自宅待機期間・学級閉鎖の基本的な考え」(令和4年9月13日・土浦市教育委員会)を参照

- ・同一学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合でも、その間で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合は学級閉鎖を行う必要はないものとします。
- ・閉鎖措置を実施する場合は、児童生徒の学びの保障に努め、「新型コロナウイルス感染症対策に係る「学びの保障」対応について(通知)」(令和4年11月8日・土浦市教育委員会指導課)をもとにした学習サポートを行います。

## 2 健康管理について

- ・児童生徒及び教職員等は、休日も含め毎朝、必ず検温し、風邪症状の確認を各家庭で行い、健康観察アプリ等で、学校に体調の報告をすることを求めます。
- ・次の場合は、欠席ではなく「出席停止」扱いとし、「新型コロナウイルス感染症 濃厚接触者の自宅待機期間」(令和4年9月13日・土浦市教育委員会)に基づき、自宅待機を求めます。

- (1) 児童生徒が濃厚接触者に特定された場合、感染者と濃厚接触があった日の翌日から保健所や医療機関等が指定した日まで
- (2) 同居者家族等に陽性者が出現した場合、児童生徒が感染していなければ、同居者家族等陽性者の発症日翌日から5日目(または、2日目・3日目に検査が陰性であれば3日目陰性判明時)まで
- (3) 児童生徒に発熱や風邪症状などが見られる場合、その症状がなくなるまで
- (4) 同居の家族がPCR検査等を受ける場合(保護者職場等の集団検査、行動制限に伴う検査等を除く)は、検査結果で陰性が判明するまで

- \* 教職員の勤務態様の制限についても児童生徒と同様とし、「特別休暇」扱いとします。
- \* 同居の家族が発熱や風邪症状を表していても、児童生徒が登校、教職員が出勤することは差し支え

ありません。(ただし、県や市の感染状況が蔓延状況にある場合\*を除く)

\* 県や市の感染状況が蔓延状況にある場合とは、原則、以下①かつ②の状況にある場合とします。

① 茨城県の茨城版コロナ Next 判断指標における Stage3 以上の場合

② 茨城県及び土浦市が感染拡大状況を踏まえ、特別な行動制限を設けた場合

- ・保護者が感染を心配して休ませたいと申し出た場合、感染拡大状況等に応じて「出席停止」扱いとするなど柔軟に対応します。
- ・学校で発熱や体調不良を訴えた場合、感染拡大防止策として、保護者に至急のお迎えを要請することがあります。症状がなくなるまでは、自宅で休養とし「早退」または「出席停止」扱いとします。
- ・感染症に係るワクチン接種を受ける場合又はワクチン接種との関連性が高いと認められる症状\*により療養する必要がある場合は、「出席停止」扱いとします。

\* 「ワクチン接種と関連性が高いと認められる症状」とは、副反応としての発熱、頭痛、倦怠感 等

### 3 登下校について

- ・登下校時は、原則マスクの着用は必要としません。
- ・熱中症リスクが高い夏場においては、熱中症対策を優先し、登下校時にマスクを外すよう指導します。
  - \*特に、小学生など、自分でマスクを外す判断が難しい年齢の子供へは、登下校時には屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導をします。
- ・スクールバスにおいては、定期的な換気や消毒を実施し、3密が同時に重ならないように配慮し、マスクを着用するよう指導します。
- ・公共交通機関を利用する場合には、会話を控えることやマスクを着用するなどの感染対策を講じます。

### 4 学習について

- ・授業中は可能な限り常時2方向の窓を同時に開けて換気を行います。常時換気が難しい場合、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに、数分間程度、2方向の窓を全開にします。
- ・一定の距離を保ち、感染症対策を講じながら、対話的な学習(ペア・グループ等)を実施します。
- ・感染リスクの高い学習活動(室内での合唱や楽器演奏、近距離で活動する調理実習、児童生徒が密集する運動、近距離で組み合ったり接触したりする運動など)は、県や市の蔓延状況(\*2(4)①・②を参照)を踏まえて活動を制限する場合があります。
- ・体育の授業では、運動実施中のマスクの着用は必要としません。その際、「児童生徒の間隔を十分に確保する」、「こまめに換気を行う」等に留意します。
  - \*活動時でも十分な呼吸ができなくなるリスクのない場合(集合時及びミーティング等)、活動実施中以外の練習場所や更衣室等の共有エリアの利用時等は、マスクの着用を含めた感染対策を講じます。

### 5 生活について

- ・感染への不安、感染による療養から学校生活に戻ることへの不安、制限された生活へのストレス等、アンケート調査や個人面談等による児童生徒の心の変化の把握に努めます。
- ・心理的なストレスを抱えている児童生徒については、学級担任や養護教諭等がきめ細やかな健康観察や教育相談等を実施し、状況に応じてスクールカウンセラー等による支援を実施します。
- ・感染症に関する偏見や差別につながる行為は断じて許されるものではありません。感染者や濃厚接触者、医療従事者の家族や外国籍児童生徒等への差別や偏見、いじめ等は絶対に許されないことの指導を徹底します。
- ・夏季は、熱中症が命に関わる重大な問題であることやその危険性について、適切に指導するとともに、熱中症になるリスクが高い環境でマスクを着用する児童生徒には外すよう求めることがあります。
- ・冬季は、室温低下による健康被害が生じないよう、児童生徒等に温かい服装を心がけるよう指導します。学校内での保温、防寒目的の衣服の着用については柔軟に対応します。

## 6 給食・清掃について

---

- ・給食・清掃時は、準備・片付けも含め、換気を強化し、マスクの着用、必ず石けんを使用した手洗い、アルコールによる手指消毒を行うよう指導します。
- ・給食会食時は、座席配置の工夫や適切な換気の確保を講じた上で、以下のように対応します。
  - ① 飛沫を飛ばさないよう、大声での会話を控えるよう指導します。
  - ② 向かい合う座席にする場合には、パーティションを設けるなどの対応を行います。
  - ③ 会食中は、マスクを外すため、机上にティッシュやハンカチ等を置き、いつでも使用できるようにするなど、咳エチケットを徹底するよう指導します。

\*なお、①～③の会食時の対応については、市中及び学校内での感染状況等を踏まえて、学校長や市教委の判断により、変更することもあります。
- ・昼食後の歯みがきや洗口時は、手洗い場の密集を避ける等、感染防止に配慮します。

\*各学校の実情により、歯みがき等を中止する場合があります。

## 7 学校行事について

---

- ・学校及び学年行事については、充実した活動が両立できるように、できる限りの感染対策を講じた形式で、より良い実施方法を検討していきます。
- ・校外学習及び宿泊を伴う活動については、各活動場面での感染防止を第一に考えながら、できる限り実施可能な計画を検討していきます。

## 8 中学校の部活動について

---

- ・可能な限り感染症対策を行った上で実施しますが、市中及び校内の感染状況により、活動を制限する場合があります。
- ・運動部活動では、運動実施中のマスクの着用は必要としません。その際、「児童生徒の間隔を十分に確保する」、「こまめに換気を行う」等に留意します。

\*活動時でも十分な呼吸ができなくなるリスクのない場合(集合時及びミーティング等)、活動実施中以外の練習場所や更衣室等の共有エリアの利用時等は、マスクの着用を含めた感染対策を講じます。
- ・同一部活内で複数の陽性者(家庭内感染を除く)判明時は、学校長(または教頭等管理職)と市教委が協議し、部活動停止(閉鎖措置または自宅待機の要請)とし、期間は、部員陽性者1人目の発症翌日(または部活動最終参加日の翌日)から概ね5日間とします。

## 9 その他

---

- ・登校していない児童生徒に対しては、電話連絡や家庭訪問等で連絡をとり、学習の保障や不安・悩みの解消について教育相談を行います。
- ・一定期間、児童生徒が学校に登校できない場合は、例えば同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習把握を行います。